

第1号議案

株式移転計画承認の件

当社は、平成27年10月1日を効力発生日（予定）として、単独株式移転の方法により、完全親会社であるコスモエネルギーホールディングス株式会社（以下、「持株会社」という。）を設立すること（以下、「本株式移転」という。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」という。）を作成のうえ、平成27年5月12日開催の当社の取締役会において決議しました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由および目的その他

(1) 理由

当社グループを取り巻く経営環境は原油価格の急激な変動や国内石油製品需要の漸減傾向、および再生可能エネルギーの導入拡大等、大きく変化しております。こうした変化の中で業界各社は国内石油事業以外へのポートフォリオの拡充や再編の動きを加速させつつあります。

当社グループは、「グローバルな垂直型一貫総合エネルギー企業」への転換を経営ビジョンとして掲げ、石油精製販売事業を中心とした徹底的な合理化や、成長ドライバーとしての資源開発・リテール・風力発電等各事業への経営資源シフトに取り組み、事業ポートフォリオの転換を目指しております。しかしながら、依然として経営資源は石油精製販売事業に偏重しており、この配分の最適化が課題となっております。今後当社グループが持続的な成長を遂げるためにはグループ全体を俯瞰して限られた経営資源の最適配分を行い事業単位での競争力を強化していく必要があります。これを実現する上で持株会社体制へ移行することが効果的であると判断しました。なお、ガバナンス強化の観点からも「経営監督機能」と「業務執行機能」を分離する持株会社体制は適していると考えております（＊1）。

(2) 目的

持株会社体制の目的の一つ目は、「事業競争力の強化と持株会社の収益安定化」です。事業会社では、責任と権限が明確化されることにより意思決定の迅速化および従業員のプロフェッショナル化とモチベーション強化を図り、事業環境の変化に適応した機動的な業務執行により企業価値の向上を目指します。持株会社では、収益基盤を確立した上で財務体質を改善しつつ安定的な配当の実現を目指します。二つ目は、「グループ経営強化と経営資源シフトの加速」です。「グループ経営の監督」と「業務の執行」を分離し、持株会社がグループ経営方針の決定に専念することで、グループ全体の視点から求心力を持って最適な経営資源配分の実現を目指します。そして、三つ目は、「事業毎のアライアンス推進」です。事業領域毎の組織体制を確立することにより経済環境や事業環境の変化に対して事業単位で柔軟かつ迅速なアライアンス戦略（協業・共同・統合）を追求します。

(3) ガバナンス体制

新たに設立される持株会社は、ガバナンス強化の観点から統治形態を監査等委員会設置会社いたします。設立当初の役員体制につきましては、取締役を10名、そのうち、一般株主の皆様と利益相反が生じるおそれのない独立社外取締役（＊2）を2名（取締役総員数の20%）とし、取締役会の監督機能のさらなる強化を図ってまいります。また、役員報酬や役員候補者の決定に際しては、独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬諮問委員会」での審議、答申を経ることで、その透明性および客觀性を確保するとともに、独立社外取締役の積極的な活用を進めてまいります。

(4) 役員報酬

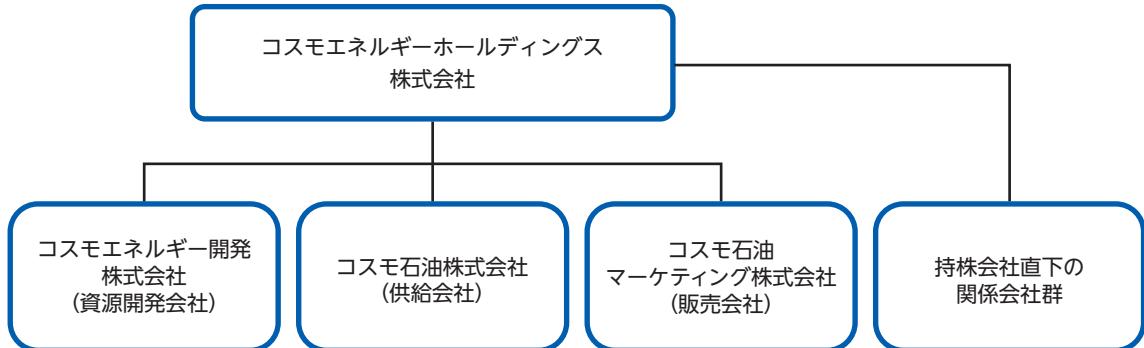
持株会社の役員報酬体系につきましては、中長期的な業績の向上と企業価値および株主価値増大へのインセンティブ、株主との利益共有、チャレンジ精神奨励と報酬決定・評価プロセスの透明性、客觀性の確保を基本方針とし、業績連動性を高めたものとします。持株会社の役員報酬は、定額報酬である基本報酬および経常利益、ネットD/Eレシオ、ROEの連結業績指標と連動するインセンティブ報酬で構成されます。インセンティブ報酬は、各事業年度の連結業績指標に連動する年次インセンティブ報酬（賞与）および連結中期経営計画の達成度に連動する長期インセンティブ報酬（株式報酬。以下、株式報酬に関する報酬制度を「本制度」という。）（＊3）で構成されます。本制度の対象者は、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）および執行役員（以下、総称して「持株会社取締役等」という。）とし、設立当初の持株会社における本制度の対象者の員数は、取締役5名、執行役員4名となります。また、持株会社に加え、中核事業会社（＊4）においても、その取締役（社外取締役を除く。）（以下、「本事業会社取締役」という。）を対象者として、本制度を導入することを予定しております（＊5）。本制度は、報酬と業績および株式価値との連動性をより明確にして、持株会社取締役等および本事業会社取締役が株式価値の増大だけでなく、その減少までも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識をさらに高めていくものであり、導入は相当であると考えております。

持株会社の役員報酬の上限につきましては、持株会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの基本報酬と賞与を合わせた金銭報酬を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとする。）とし、監査等委員である取締役については、基本報酬を年額9,000万円以内といたします。具体的な配分につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願います。なお、持株会社の設立当初の取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が7名、監査等委員である取締役が3名となります。

(5) 当社株式の上場廃止および持株会社株式の新規上場

本株式移転に伴い、当社株式は上場廃止となります。新たに設立される持株会社（完全親会社）の株式について東京証券取引所への新規上場を申請する予定です。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である平成27年10月1日を予定しております。

(* 1) 持株会社体制の体制概略図は、以下のとおりあります。



(* 2) 東京証券取引所の各規則に定める独立役員として届け出る予定の取締役を指します。

(* 3) 株式報酬制度の詳細につきましては、本議案の「9. 株式報酬制度」に記載のとおりであります。

(* 4) コスモエネルギーホールディングス株式会社の子会社となるコスモエネルギー開発株式会社、コスモ石油株式会社（当社）およびコスモ石油マーケティング株式会社の3社を指します。

(* 5) 本事業会社取締役の報酬は、持株会社取締役等と同様に「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることになります。

2. 株式移転計画の内容

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

コスモ石油株式会社（以下「当会社」という。）は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第1条 新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）目的

新会社の目的は、別紙の「コスモエネルギーホールディングス株式会社 定款」第2条記載のとおりとする。

（2）商号

新会社の商号は、「コスモエネルギーホールディングス株式会社」とし、英文では「COSMO ENERGY HOLDINGS COMPANY,LIMITED」と表示する。

（3）本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都港区とする。

（4）発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、1億7千万株とする。

2. 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の「コスモエネルギーホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

（新会社の設立時取締役の氏名および設立時会計監査人の名称）

第2条 新会社の設立時取締役（監査等委員である者を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役 木村 彌一

取締役 森川 桂造

取締役 田村 厚人

取締役 桐山 浩

取締役 大江 靖

社外取締役 モハメド・アル・ハムリ

社外取締役 モハメド・アル・メハイリ

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役 大瀧 勝久

社外取締役 神野 榮

社外取締役 宮本 照雄

3. 新会社の設立時監査等委員の補欠取締役の氏名は、次のとおりとする。

補欠取締役 滝 健一

補欠社外取締役 湯川 荘一

ただし、滝 健一氏は、大瀧 勝久氏が欠けた場合、湯川 荘一氏は、神野 榮氏または宮本 照雄氏が欠けた場合に就任する監査等委員である補欠取締役とする。

4. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する新会社の株式およびその割当て)

第3条 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当会社の株主に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当会社が基準時現在発行する普通株式の合計に0.1を乗じた数の合計に相当する数の新会社の普通株式を交付する。

2. 新会社は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の株主に対し、その保有する当会社の普通株式1株につき、新会社の普通株式0.1株の割合をもって割り当てる。

3. 前項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理する。

(新会社の資本金および準備金の額)

第4条 新会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

40,000,000,000円

(2) 資本準備金の額

10,000,000,000円

(3) 利益準備金の額

0円

(新会社の成立の日)

第5条 新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、平成27年10月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第6条 当会社は、平成27年6月23日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2. 前項に定める株主総会の日は、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(新会社の上場証券取引所)

第7条 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

(新会社の株主名簿管理人)

第8条 新会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

(事情変更)

第9条 本計画の作成後、新会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当会社の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、当会社の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、または本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力の発生)

第10条 本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 当会社の株主総会において、本計画の承認が得られない場合
- (2) 本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られない場合

平成27年5月12日

当会社：東京都港区芝浦一丁目1番1号
コスモ石油株式会社
代表取締役社長 森川 桂造 

コスモエネルギーホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、コスモエネルギーホールディングス株式会社と称する。英文ではCOSMO ENERGY HOLDINGS COMPANY,LIMITEDと表示する。

第2条 (目 的)

当会社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理およびこれに付帯する業務を行うことを目的とする。

- (1) 石油類およびその副産物の開発、採掘、精製、加工、貯蔵、売買および輸出入
- (2) 石油化学製品の製造、加工、貯蔵、売買および輸出入
- (3) 石炭、天然ガスその他石油代替エネルギーの開発、採掘、製造、加工、貯蔵、売買および輸出入
- (4) 動植物油脂の採取、製造、加工、売買および輸出入
- (5) 薬品類および飲食料品の製造、加工、売買および輸出入
- (6) 化学製品および肥料の研究、開発、製造、加工、売買および輸出入
- (7) 倉庫業および船舶・車両等による運送
- (8) 不動産その他設備・施設の賃貸借、売買、仲介、管理および建設
- (9) 石油類および石油化学製品の精製、製造、販売等に係る設備の建設・補修工事の請負、設計およびそれらのコンサルティング業務
- (10) 産業廃棄物等のリサイクルおよび処理
- (11) スポーツ施設、レストラン、クリーニング施設等の経営、管理および賃貸借
- (12) 生化学、医学、薬学等生命科学の基礎および応用を対象とする研究、開発、調査ならびにそれらの受託およびコンサルティング業務
- (13) 自動車、自動車用部品・用品、事務機器、医療機器、環境計量機器、放送通信機器、日用雑貨等の賃貸および販売
- (14) 電子計算機に関するソフトウェアの開発、販売および電子計算機を用いた情報、データ等の処理、保管、その他サービスの提供
- (15) 電気の供給事業および熱供給事業
- (16) 自家発電システムおよび関連機器の開発、製造、販売ならびにそれらの設備、施設等の企画、設計、監理、施工、建設およびコンサルティング業務

- (17) インターネット等のネットワークを利用した情報提供サービス業、有料広告掲載業、通信販売業ならびに商取引および決済に関する事務の受託および代行
 - (18) クレジットカードによる商品購入およびサービス利用者に対する斡旋、集金代行、計算事務代行等に係る業務
 - (19) 総合リース業
 - (20) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 - (21) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業および次の居宅サービス事業
 - ア. 訪問介護
 - イ. 訪問看護
 - ウ. 居宅療養管理指導
 - エ. 福祉用具貸与
 - (22) 労働者派遣事業
 - (23) 前各号に関する事業への投資および融資
 - (24) 前各号に附帯関連する一切の業務
2. 当会社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、1億7千万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項に掲げる権利

(2) 株主の有する株式に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(3) 次条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第12条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に隨時これを招集する。

第14条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条 (議長)

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会**第19条 (員数)**

当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、12名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条 (選任方法)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条 (任期)

取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (補欠の取締役)

法令または本定款に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の取締役を選任することができる。

2. 補欠の取締役の選任決議の定足数は、第20条第2項の規定を準用する。
3. 第1項により選任された補欠の取締役が取締役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第23条 (取締役会)

取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

2. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
3. 取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。
4. 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。
5. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第25条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

- 第26条 (取締役への委任)**
当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
- 第27条 (代表取締役および役付取締役)**
取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長各若干名を定めることができる。
- 第28条 (取締役会規程)**
取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
- 第29条 (監査等委員会規程)**
監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
- 第30条 (報酬等)**
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
- 第31条 (取締役の責任限定)**
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- 第5章 計 算**
- 第32条 (事業年度)**
当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- 第33条 (剰余金の配当の基準日)**
当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第34条 (中間配当)

当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。

第35条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

第1条 (最初の事業年度)

当会社の最初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、当会社設立の日から平成28年3月31日までとする。

第2条 (取締役の当初の報酬等)

当会社の最初の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額（以下「当初金銭報酬」という。）は、第30条の定めにかかわらず、年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

2. 当会社の最初の監査等委員である取締役に対する当初金銭報酬は、第30条の定めにかかわらず、年額9千万円以内とする。
3. 当会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）および執行役員（以下併せて「取締役等」という。）に対する報酬等のうち、当会社の設立の日から平成30年3月31日で終了する事業年度までの期間を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）によるもの的内容は、第30条の定めにかかわらず、次のとおりとする。

(1) 当会社が拠出する金員の上限

平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの期間を対象として本制度を導入するものとし、当会社は、合計6億8千7百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬等として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定する。

(2) 取締役等に交付される当会社の株式数の算定方法と上限

取締役等には、信託期間中の毎年6月に、役位および信託期間中の毎年3月31日で終了する事業年度における業績達成度に応じてポイントが付与される。平成30年6月頃に、ポイント数の累積値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じた当会社株式が交付される。1ポイントは当会社の株式1株とする。信託期間中に株式分

割・株式併合等の累積ポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われるものとする。取締役等に交付される当会社株式数の上限は、38万株とする。

(3) 取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を充足した取締役等は、平成30年6月頃に、累積ポイント数に対応する当会社の株式の50%（単元未満株数は切捨）について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとする。

第3条 (附則の削除)

- 本附則（第2条第3項を除く。）は、最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。
2. 本附則第2条第3項は、本制度終了時（ただし、当会社の平成30年3月31日を末日とする事業年度に係る定時株主総会において本制度の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会の終結の時）をもってこれを削除する。

以上

3. 会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

(1) 株式の数および割当てに関する事項

本株式移転は、当社単独の行為によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、持株会社の株式はすべて本株式移転直前の当社の株主の皆様のみに割り当てられることになります。当社と持株会社の単元株式数はそれぞれ1,000株と100株であることから、当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.1株を割当交付した場合には、最低投資単位が変更されず、当社の株主の皆様は、本株式移転の直前に保有する当社の議決権数と同数の持株会社の議決権を本株式移転の直後に保有することとなります。このようなことから、株主の皆様の所有する当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.1株を割当交付することといたしました。

これにより、持株会社が交付する新株式数は、普通株式84,770,508株となる予定です。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。本株式移転により、当社株主の皆様に交付しなければならない持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記のとおり、本株式移転は当社単独による株式移転でありますので、第三者機関の算定は行っておりません。

また、上記の株式移転比率は、基本的に株式の価値に変動を伴わず、また株主管理コストの増加にも配慮したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額に関する事項

本株式移転により設立される持株会社の資本金および準備金については、以下のとおりです。

これら資本金および準備金の額は、会社計算規則第52条に基づき定めており、持株会社の目的および規模ならびに設立後の同社の資本政策その他諸事情に照らし、相当であると判断しております。

① 資本金の額	40,000,000,000円
② 資本準備金の額	10,000,000,000円
③ 利益準備金の額	0円

4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数	割り当てられる 持株会社株式の数
 木村彌一 (昭和15年5月20日生)	昭和38年4月 大協石油株式会社入社 平成5年6月 当社取締役 平成8年6月 当社常務取締役 平成10年6月 当社代表取締役専務取締役 平成13年6月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社代表取締役社長 平成22年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成24年6月 当社代表取締役会長（現職） （重要な兼職の状況） コスモ石油ルブリカンツ株式会社取締役 コスモ石油販売株式会社取締役 コスモエネルギー開発株式会社取締役 カタール石油開発株式会社取締役 アブダビ石油株式会社取締役 コスモエンジニアリング株式会社取締役 エコ・パワー株式会社取締役	231,000株	23,100株
 森川桂造 (昭和23年1月29日生)	昭和46年4月 大協石油株式会社入社 平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社専務取締役 平成18年6月 当社代表取締役専務取締役 平成20年6月 当社代表取締役副社長 平成22年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 平成24年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現職） （重要な兼職の状況） コスモエネルギー開発株式会社取締役 コスモアブダビエネルギー開発株式会社取締役 丸善石油化学株式会社取締役 合同石油開発株式会社代表取締役社長	175,000株	17,500株
 田村厚人 (昭和28年3月20日生)	昭和50年4月 大協石油株式会社入社 平成14年6月 当社事業開発部長 平成15年6月 株式会社コスモ総合研究所 常務取締役 平成16年6月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社執行役員 コーポレートコミュニケーション部長 平成20年6月 当社常務執行役員 コーポレートコミュニケーション部長 平成21年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 平成25年6月 当社代表取締役 専務執行役員（現職） （担当） 経営管理ユニット	123,000株	12,300株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数	割り当てられる 持株会社株式の数
 <p>きり 桐 山 浩 (昭和30年6月20日生)</p>	<p>昭和54年 4月 大協石油株式会社入社 平成16年 6月 当社需給部長 平成20年 6月 当社執行役員経営企画部長 平成22年 6月 当社執行役員 経営企画部長兼改革推進部長 平成23年 6月 当社常務執行役員 経営企画部長兼改革推進部長 平成24年 6月 当社常務執行役員 平成25年 6月 当社取締役 常務執行役員(現職) (担当) 経営企画ユニット (重要な兼職の状況) コスモエネルギー開発株式会社取締役 コスモアブダビエネルギー開発株式会社取締役 丸善石油化学株式会社取締役</p>	86,000株	8,600株
 <p>おお 江 靖 (昭和30年7月26日生)</p>	<p>昭和54年 4月 大協石油株式会社入社 平成20年 6月 当社需給部長 平成21年 6月 当社執行役員需給部長 平成24年 6月 当社常務執行役員 原油外航部長 平成25年 6月 当社常務執行役員 平成26年 6月 当社取締役 常務執行役員(現職) (担当) 事業開発ビジネスユニット (重要な兼職の状況) コスモ松山石油株式会社取締役 コスモ石油ルブリカンツ株式会社取締役 ヒュンダイコスモペトロケミカル株式会社代表取締役社長</p>	61,000株	6,100株

- (注) 1. 森川桂造氏は、当社の関連会社である合同石油開発株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に原油の売買等の取引関係があります。
2. 大江 靖氏は、当社の関連会社であるヒュンダイコスモペトロケミカル株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に石油製品の売買等の取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数	割り当てられる 持株会社株式の数
 モハメド・アル・ハムリ (昭和27年12月31日生)	昭和55年 8月 アブダビ海上油田開発会社入社 平成 9年 3月 アブダビ国営石油販売公社社長 平成10年10月 アブダビ国営石油公社 販売および精製担当役員 平成16年11月 アラブ首長国連邦 エネルギー大臣 平成17年 2月 インターナショナル・ペトロリアム・ インベストメント・カンパニー 社外取締役副会長(現職) 平成22年 6月 当社取締役(現職)	0株	0株
 モハメド・アル・メハイリ (昭和50年12月6日生)	平成11年 9月 アブダビ国営石油公社入社 平成18年 8月 インターナショナル・ペトロリアム・ インベストメント・カンパニー 投資部門インベストメント・マネージャー 同社評価・実行部門 ディザイジョン・マネージャー 平成19年 7月 ポレアリス社監査役(現職) 平成20年 3月 パク・アラブ・リファイナリー・リミテッド社 副会長(現職) 平成21年 2月 インターナショナル・ペトロリアム・ インベストメント・カンパニー インベストメント・ディレクター(現職) 平成21年 7月 ノヴァ・ケミカルズ社取締役(現職) 平成24年 6月 当社取締役(現職) 平成26年 7月 エティハド・エアウェイズ社取締役(現職)	0株	0株

(注) 社外取締役候補者(監査等委員である者を除く。)に関する事項は以下のとおりであります。

(1)モハメド・アル・ハムリおよびモハメド・アル・メハイリの両氏は、社外取締役候補者であります。

(2)社外取締役候補者の選任理由につきましては、以下のとおりであります。

①モハメド・アル・ハムリ氏は、アラブ首長国連邦エネルギー大臣を務めた経験があり、石油業界に関する国際的な見地から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

②モハメド・アル・メハイリ氏は、ポレアリス社の監査役、パク・アラブ・リファイナリー・リミテッド社の副会長およびノヴァ・ケミカルズ社の取締役を務めており、石油業界に関する国際的な見地から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

(3)モハメド・アル・ハムリおよびモハメド・アル・メハイリの両氏は、アブダビ国営石油公社において業務を執行した経験があり、同社は当社の特定関係事業者であります。

(4)社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数は、以下のとおりであります。

①モハメド・アル・ハムリ氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

②モハメド・アル・メハイリ氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

(5)モハメド・アル・メハイリ氏は、当社の特定関係事業者(アブダビ国営石油公社)の業務執行者の三親等以内の親族であります。

(6)当社は、モハメド・アル・ハムリおよびモハメド・アル・メハイリの両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。コスモエネルギー・ホールディングス株式会社が設立され、モハメド・アル・ハムリおよびモハメド・アル・メハイリの両氏が同社の社外取締役に就任した場合には、同社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(7)当社は、高圧ガス保安法に定める技術上の基準の遵守不履行などにより、平成23年6月に経済産業省から認定完成検査実施者および認定保安検査実施者の認定取消の行政処分を受けました。モハメド・アル・ハムリ氏は、上記法令違反の事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。同氏は、日頃より安全・安定操業およびコンプライアンス徹底の重要性を説いてまいりましたが、当該行政処分を受け、外部の専門コンサルタント導入による安全管理体制の抜本的強化など、再発防止策、安全総点検活動などに関して、取締役会において意見陳述を行っております。

6. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数	割り当てられる 持株会社株式の数
 大瀧 勝久 <small>(昭和31年2月17日生)</small>	昭和53年4月 大協石油株式会社入社 平成17年6月 当社仙台支店長 平成19年6月 当社執行役員産業燃料部長 平成21年6月 当社執行役員 四日市製油所長 平成23年6月 当社常務執行役員 四日市製油所長 平成24年3月 当社常務執行役員 千葉製油所長 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員(現職) <small>(担当)</small> リスクマネジメントユニット・技術研究ユニット	81,000株	8,100株
 神野 勝栄 <small>(昭和22年6月18日生)</small>	昭和46年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社支配人 グループ経営推進室長 平成15年6月 同社常務取締役 平成19年6月 同社取締役副社長 平成23年6月 同社常任監査役(現職) 平成25年6月 当社監査役(現職)	0株	0株
 宮本 照雄 <small>(昭和22年3月12日生)</small>	昭和44年4月 東京電気株式会社(現:東芝テック株式会社)入社 平成9年2月 同社総務部グループ企画担当部長・同グループ国際関係担当部長 平成11年6月 同社総務部次長・同グループ法務担当部長 平成14年6月 同社常勤監査役 平成21年10月 社団法人日本監査役協会常務理事・事務局長代理 平成22年10月 同協会専務理事・事務局長 平成23年10月 公益社団法人日本監査役協会代表専務理事・事務局長 平成26年11月 同協会顧問(現職)	0株	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 神野 榮氏および宮本照雄氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 社外取締役候補者の選任理由につきましては、以下のとおりであります。
 - ① 神野 榮氏は、関西電力株式会社の取締役および監査役を歴任しており、当社およびコスモエネルギーホールディングス株式会社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 - ② 宮本照雄氏は、東芝テック株式会社にて国際部門や法務部門の要職を歴任し、その後、公益社団法人日本監査役協会で代表専務理事・事務局長を務めるなど企業会計、企業統治に精通し、豊富な法的知識を有しております、当社およびコスモエネルギーホールディングス株式会社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 - (3) 神野 榮氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - (4) 神野 榮氏が常任監査役を務める関西電力株式会社と当社との間には石油製品の売買等の取引がありますが、当会計年度における同社および当社それぞれの売上高の0.2%未満であり、十分に独立性を有していると判断しております。
 - (5) 当社は、神野 榮氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。コスモエネルギーホールディングス株式会社が設立され、神野 榮および宮本照雄の両氏が同社の社外取締役に就任した場合には、同社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - (6) 当社は、神野 榮氏を、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。コスモエネルギーホールディングス株式会社が設立され、神野 榮および宮本照雄の両氏が同社の社外取締役に就任した場合には、同社は両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - (7) 神野 榮氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、コスモエネルギーホールディングス株式会社が設立され、神野 榮氏が同社の社外取締役に就任する場合には、当社の社外監査役を辞任する予定です。

7. 持株会社の補欠の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の補欠の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数	割り当てる 持株会社株式の数
 たけ 渕 健 一 (昭和32年2月26日生)	昭和50年4月 大協石油株式会社入社 平成17年6月 当社経理部担当部長 平成20年6月 当社監査室長 平成24年6月 当社執行役員経理部長 平成26年6月 当社常務執行役員 経理財務部長（現職） (担当) 経営管理ユニット副担当 (重要な兼職の状況) 共栄タンカー株式会社監査役 カタール石油開発株式会社監査役 ヒュンダイコスモペトロケミカル株式会社監査役	41,000株	4,100株
 湧 川 莊 一 (昭和24年4月20日生)	昭和47年4月 立石電機株式会社（現：オムロン株式会社）入社 平成11年6月 オムロン株式会社執行役員常務 平成13年6月 オムロン・マネジメント・センター・オブ・ヨーロッパ会長 兼オムロン・マネジメント・センター・オブ・アメリカ会長 平成15年6月 オムロン株式会社執行役員専務 エレクトロニックコンポーネンツビジネスカンパニー社長 平成21年6月 オムロン株式会社常勤監査役 [平成25年6月まで]	1,000株	100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 滝 健一氏は、大瀧勝久氏の補欠としての取締役候補者、湯川莊一氏は、神野 榮氏または宮本照雄氏の補欠としての社外取締役候補者であります。なお、補欠候補者である両氏の選任に係る決議は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。
 3. 補欠の社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
 (1)湯川莊一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 (2)補欠の社外取締役候補者の選任理由につきましては、以下のとおりであります。
 湯川莊一氏は、オムロン株式会社の執行役員ならびに監査役を歴任し、経営者としての視点や企業会計、法律面に精通していることなど、当社およびコスモエネルギーホールディングス株式会社の属する業界にとらわれない幅広い知見を有しておりますことから、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。
 (3)コスモエネルギーホールディングス株式会社が設立され、湯川莊一氏が同社の社外取締役に就任した場合には、同社は同氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 (4)コスモエネルギーホールディングス株式会社が設立され、湯川莊一氏が同社の社外取締役に就任した場合には、同社は同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

8. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

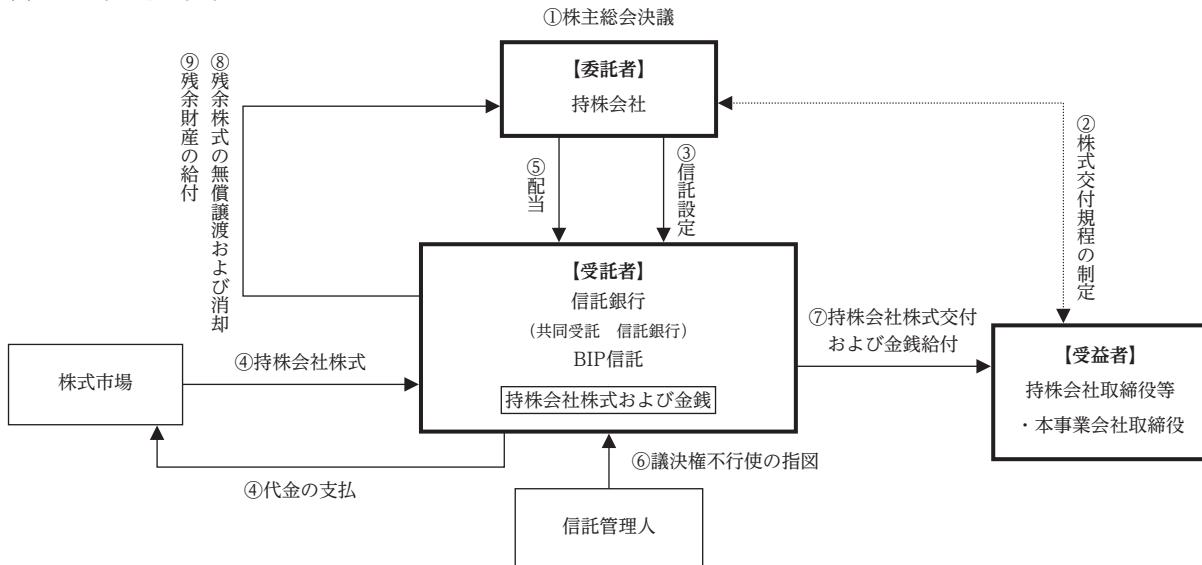
(平成27年3月31日現在)

名称	有限責任 あずさ監査法人
主たる事務所の所在場所	東京都新宿区津久戸町1番2号
沿革	昭和44年7月 監査法人朝日会計社設立 昭和60年7月 監査法人朝日会計社と新和監査法人（昭和49年12月設立）が合併し、監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月設立）が合併し、朝日監査法人発足 平成15年2月 新日本監査法人よりKPMGの監査部門が独立し、あずさ監査法人を設立 平成15年4月 朝日監査法人がKPMGのメンバーファームに正式加入 平成16年1月 朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足（KPMGのメンバーファームを継続） 平成22年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任 あずさ監査法人」に変更

9. 株式報酬制度

本制度を導入するにあたっては、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下、「BIP信託」）という。)と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、BIP信託により取得した持株会社株式を業績目標の達成度等に応じて持株会社取締役等および本事業会社取締役に交付するものです。

(1) BIP信託の仕組み



- ① 当社は本制度の導入を持株会社の定款の内容とすることを含めた株式移転による持株会社設立に関して、本株主総会において承認決議を得ます。また、各中核事業会社の株主総会においても、本制度の導入について、それぞれ役員報酬の決議を得ます。
- ② 持株会社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 各中核事業会社はそれぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を持株会社に拠出します。持株会社は①の株主総会決議で承認を受けた定款の規定の範囲内の金銭に、各中核事業会社から拠出を受けた金銭を合わせて、信託銀行（受託者）に信託し、受益者要件を充足する持株会社取締役等および本事業会社取締役を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）を設定します。

- ④ 受託者（本信託）は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として持株会社株式を株式市場から取得します。なお、本信託内の持株会社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて勘定を分けて管理されます。
 - ⑤ 本信託内の持株会社株式に対しても、他の持株会社株式と同様に配当が行われます。
 - ⑥ 本信託内の持株会社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
 - ⑦ 信託期間中、受益者は、持株会社の株式交付規程に従い、持株会社株式を受領します（なお、信託契約の定めに従い、信託内で持株会社株式を換価して金銭で受領することもあります。）。（※1）
 - ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、本信託から持株会社に当該残余株式を無償譲渡し、持株会社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
 - ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で持株会社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、持株会社および持株会社役員ならびに各中核事業会社および各中核事業会社役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。（※2）
- (2) 本制度の内容
- ① 本制度の概要
- 本制度は、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3年間（以下、「対象期間」という。）を対象として、各事業年度の業績目標の達成度等に応じて持株会社株式を役員報酬として交付するインセンティブプランです。
- ② 本制度の導入に係る株主総会決議
- 持株会社においては、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および交付する株式数の上限その他必要な事項を持株会社の定款の内容とすることを含めた株式移転による持株会社設立を決議します。また、各中核事業会社の株主総会においても、持株会社を通じて本信託に拠出する金額の上限および交付する株式数の上限その他必要な事項について、それぞれ決議します。

③ 本制度の対象者（受益者要件）

持株会社取締役等および本事業会社取締役（以下、「制度対象者」という。）は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、平成30年6月頃に、累積ポイント数（下記⑤に定める。）に応じた数の持株会社株式について本信託から交付を受けるものとします。受益者要件は以下のとおりとなります。

- ア 平成30年6月1日に持株会社取締役等または本事業会社取締役として引き続き在任していること（※3）（※4）
- イ 一定の非違行為があつた者でないこと
- ウ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

④ 信託期間

平成27年11月6日（予定）から平成30年8月末日（予定）までの約3年間とします。なお、平成30年3月末日で終了する事業年度に係る持株会社の定時株主総会において、本制度の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することができます。

⑤ 制度対象者に交付等される持株会社株式

制度対象者に対して交付される持株会社株式は、信託期間中の毎年3月末日で終了する各事業年度において、役位ごとにあらかじめ定められた基本ポイントに業績達成度に応じて変動する業績運動係数を乗じたポイント数によって定まります。毎年6月1日に制度対象者として在任する者には、信託期間中、毎年6月に上記により定まるポイント数が付与され、平成30年6月頃に、ポイント数の累積値（以下、「累計ポイント数」という。）に応じた持株会社株式が交付されます。1ポイントは持株会社株式1株（※5）とします。また、業績運動係数は、業績達成度に応じて持株会社で0～200%、中核事業会社で0～150%の範囲で変動し、その業績達成度を評価する上での指標は、持株会社、中核事業会社とともに、経常利益（在庫評価損益を除く。）、ネットD/Eレシオ、ROEの連結業績指標とします。なお、持株会社において、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置する予定であり、業績達成度の評価は、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で取締役会にて決定されます。

⑥ 持株会社取締役等および本事業会社取締役に対する持株会社株式の交付の方法および時期

受益者要件を充足した制度対象者は、平成30年6月頃に、累積ポイント数に対応する持株会社株式の50%について交付を受け、また、残りについては、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、信託期間中に制度対象者が退任する場合（自己都合により退任または解任される場合を除く。）、制度対象者は、退任後すみやかに在任中に付与された累積ポイント数に対応する持株会社株式の50%について交付を受け、また、残りについては、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

⑦ 本信託に拠出される信託金の予定額および本信託から交付される持株会社株式の予定株数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の金額は、持株会社、中核事業会社（3社合計）で、それぞれ以下の上限に服するものとします。なお、本信託に拠出する信託金の金額は、本制度における基本報酬との適切なバランスを考慮し、信託報酬および信託費用を加算して算出しています。また、本信託から交付される合計上限株数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、直近の株価水準等を参考に設定しています。なお、合計上限株数は、株式移転による持株会社の設立により、当社が株主の皆様の所有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式0.1株を割当交付することになるため、その前提で算出しています。

ア 持株会社

本信託に拠出する信託金の上限金額	687百万円（※6）（予定）
本信託から交付される株式の上限株数	380千株（※7）（予定）

イ 中核事業会社（3社合計）

本信託に拠出する信託金の上限金額	538百万円（予定）
本信託から交付される株式の上限株数	300千株（予定）

⑧ 本信託による持株会社株式の取得方法

本信託による当初の持株会社株式の取得は、上記⑦の各対象会社のそれぞれの株式取得資金および交付株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

⑨ 本信託内の持株会社株式に関する議決権行使

本信託内にある持株会社株式（すなわち上記⑥により持株会社取締役等および本事業会社取締役に交付される前の持株会社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権行使しないものとします。

⑩ 本信託内の持株会社株式に係る配当の取扱い

本信託内の持株会社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、持株会社および持株会社役員ならびに各中核事業会社および各中核事業会社役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、下記⑪に定める本信託を継続利用する場合には、当該残余金銭は株式取得資金として活用されます。

⑪ 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合において、平成30年3月末日で終了する事業年度に係る持株会社の定時株主総会において、本制度の継続に関する議案が付議され承認されたときは、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することができます。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託から持株会社に当該残余株式の無償譲渡を行い、持株会社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

- (※ 1) 受益者への持株会社株式の交付により信託内に持株会社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。
- (※ 2) 平成30年3月末日で終了する事業年度に係る持株会社の定時株主総会において、本制度の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することができます。
- (※ 3) 制度対象者が平成28年6月1日以降に退任する場合（自己都合により退任する場合または解任される場合を除く。）においては、在任中に付与された累積ポイント数に応じた数の持株会社株式について、退任後すみやかに本信託から交付を受けるものとします。
- (※ 4) 制度対象者が平成28年6月1日以降の在任中に死亡した場合においては、在任中に付与された累積ポイント数に応じた数の持株会社株式の換価処分金相当額の金銭について、死亡後すみやかに制度対象者の相続人が本信託から給付を受けるものとします。
- (※ 5) 本信託に属する持株会社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、持株会社は1ポイント当たりに交付される持株会社株式の数を見直します。
- (※ 6) 信託期間内の本信託による株式取得資金ならびに信託報酬および信託費用の合算金額となります。各中核事業会社についても同じです。
- (※ 7) 上記⑥により換価処分の対象となる持株会社株式の数を含みます。各中核事業会社についても同じです。

(ご参考) 【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 持株会社取締役等および本事業会社取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 持株会社 |
| ④ 受託者 | 信託銀行（共同受託信託銀行） |
| ⑤ 受益者 | 持株会社取締役等および本事業会社取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 各対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 平成27年11月6日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 平成27年11月6日（予定）～平成30年8月末日（予定） |
| ⑨ 制度の期間 | 平成27年12月1日（予定）～平成30年8月末日（予定）
(平成28年6月1日からポイント数の付与を開始) |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 持株会社普通株式 |
| ⑫ 信託金の金額 | 1,225百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 平成27年11月10日（予定）～平成27年12月10日（予定）
(なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から
決算期末日までを除く。) |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 持株会社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である持株会社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を
控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 信託銀行がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 証券会社が事務委託契約書に基づき受益者への持株会社株式の交付事務を行う
予定です。 |

第2号議案

取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		◆略歴および地位		◆重要な兼職の状況
		年月	内容	
1 再任	 きむら やいち 木村 彌一 (昭和15年5月20日生)	昭和38年 4月	大協石油株式会社入社	コスモ石油ルブリカンツ株式会社取締役
		平成 5年 6月	当社取締役	コスモ石油販売株式会社取締役
		平成 8年 6月	当社常務取締役	コスモエネルギー開発株式会社取締役
		平成10年 6月	当社代表取締役専務取締役	カタール石油開発株式会社取締役
		平成13年 6月	当社代表取締役副社長	アブダビ石油株式会社取締役
		平成16年 6月	当社代表取締役社長	コスモエンジニアリング株式会社取締役
		平成22年 6月	当社代表取締役社長 社長執行役員	エコ・パワー株式会社取締役
2 再任	 もりかわ けいぞう 森川 桂造 (昭和23年1月29日生)	平成24年 6月	当社代表取締役会長（現職）	◆所有する当社の株式の数 231,000株
		昭和46年 4月	大協石油株式会社入社	◆重要な兼職の状況
		平成12年 6月	当社取締役	コスモエネルギー開発株式会社取締役
		平成14年 6月	当社常務取締役	コスモアブダビエネルギー開発株式会社取締役
		平成16年 6月	当社専務取締役	丸善石油化学株式会社取締役
		平成18年 6月	当社代表取締役専務取締役	合同石油開発株式会社代表取締役社長
		平成20年 6月	当社代表取締役副社長	
3 再任	 たむら あつと 田村 厚人 (昭和28年3月20日生)	平成22年 6月	当社代表取締役 副社長執行役員	◆所有する当社の株式の数 175,000株
		平成24年 6月	当社代表取締役社長 社長執行役員（現職）	
		昭和50年 4月	大協石油株式会社入社	◆担当 経営管理ユニット
		平成14年 6月	当社事業開発部長	
		平成15年 6月	株式会社コスモ総合研究所 常務取締役	◆重要な兼職の状況
		平成16年 6月	同社代表取締役社長	
		平成18年 6月	当社執行役員 コーポレートコミュニケーション部長	
		平成20年 6月	当社常務執行役員 コーポレートコミュニケーション部長	
		平成21年 6月	当社常務取締役	
		平成22年 6月	当社取締役 常務執行役員	
		平成25年 6月	当社代表取締役 専務執行役員（現職）	◆所有する当社の株式の数 123,000株

候補者番号		◆略歴および地位 昭和52年4月 大協石油株式会社入社 平成16年6月 当社大阪支店長 平成18年6月 当社執行役員販売統括部長 平成20年6月 当社常務執行役員 販売統括部長 平成22年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 平成26年6月 当社取締役 専務執行役員(現職)	◆担当 供給ビジネスユニット
			◆重要な兼職の状況 コスモエンジニアリング株式会社取締役
候補者番号		◆略歴および地位 昭和54年4月 大協石油株式会社入社 平成16年6月 当社需給部長 平成20年6月 当社執行役員経営企画部長 平成22年6月 当社執行役員 経営企画部長兼改革推進部長 平成23年6月 当社常務執行役員 経営企画部長兼改革推進部長 平成24年6月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社取締役 常務執行役員(現職)	◆担当 経営企画ユニット
			◆重要な兼職の状況 コスモエネルギー開発株式会社取締役 コスモアブダビエネルギー開発株式会社取締役 丸善石油化学株式会社取締役
候補者番号		◆略歴および地位 昭和53年4月 大協石油株式会社入社 平成17年6月 当社仙台支店長 平成19年6月 当社執行役員産業燃料部長 平成21年6月 当社執行役員 四日市製油所長 平成23年6月 当社常務執行役員 四日市製油所長 平成24年3月 当社常務執行役員 千葉製油所長 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員(現職)	◆担当 リスクマネジメントユニット・技術研究ユニット
			◆重要な兼職の状況
候補者番号		◆所有する当社の株式の数 119,000株	◆所有する当社の株式の数 86,000株
			81,000株

候補者番号 7 再任	 <p>さの むねゆき 佐野 旨行 (昭和31年11月1日生)</p>	◆略歴および地位 昭和54年 4月 大協石油株式会社入社 平成18年 6月 当社大阪支店長 平成20年 6月 当社執行役員広域販売部長 平成21年 6月 当社執行役員産業燃料部長 平成24年 6月 当社常務執行役員財務部長 平成25年 6月 当社常務執行役員 平成26年 6月 当社取締役 常務執行役員(現職)	◆担当 販売ビジネスユニット ◆重要な兼職の状況 コスモ石油販売株式会社取締役
			◆所有する当社の株式の数 75,000株
候補者番号 8 再任	 <p>おおえ やすし 大江 靖 (昭和30年7月26日生)</p>	◆略歴および地位 昭和54年 4月 大協石油株式会社入社 平成20年 6月 当社需給部長 平成21年 6月 当社執行役員需給部長 平成24年 6月 当社常務執行役員 原油外航部長 平成25年 6月 当社常務執行役員 平成26年 6月 当社取締役 常務執行役員(現職)	◆担当 事業開発ビジネスユニット ◆重要な兼職の状況 コスモ松山石油株式会社取締役 コスモ石油ルブリカンツ株式会社取締役 ヒュンダイコスモペトロケミカル株式会社 代表取締役社長
			◆所有する当社の株式の数 61,000株

- (注) 1. 森川桂氏は、当社の関連会社である合同石油開発株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に原油の売買等の取引関係があります。
 2. 大江 靖氏は、当社の関連会社であるヒュンダイコスモペトロケミカル株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に石油製品の売買等の取引関係があります。
 3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者

候補者番号		◆略歴、地位および重要な兼職の状況		
9	モハメド・アル・ハムリ (昭和27年12月31日生)	昭和55年 8月 アブダビ海上油田開発会社入社 平成 9年 3月 アブダビ国営石油販売公社社長 平成10年10月 アブダビ国営石油公社 販売および精製担当役員 平成16年11月 アラブ首長国連邦 エネルギー大臣 平成17年 2月 インターナショナル・ペトロリアム・ インベストメント・カンパニー 社外取締役副会長(現職) 平成22年 6月 当社取締役(現職)	◆所有する当社の株式の数 0株	
再任		◆社外取締役候補者とした理由等		
		アラブ首長国連邦エネルギー大臣を務めた経験があり、石油業界に関する国際的な見地から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。		
候補者番号		◆略歴、地位および重要な兼職の状況		
10	モハメド・アル・メハイリ (昭和50年12月6日生)	平成11年 9月 アブダビ国営石油公社入社 平成18年 8月 インターナショナル・ペトロリアム・ インベストメント・カンパニー 投資部門インベストメント・マネージャー 平成19年 7月 同社評価・実行部門 ディヴィジョン・マネージャー 平成19年 7月 ボレアリス社監査役(現職) 平成20年 3月 パク・アラブ・リファイナリー・ リミテッド社副会長(現職) 平成21年 2月 インターナショナル・ペトロリアム・ インベストメント・カンパニー インベストメント・ディレクター(現職)	平成21年 7月 ノヴァ・ケミカルズ社 取締役(現職) 平成24年 6月 当社取締役(現職) 平成26年 7月 エティハド・エアウェイズ社取締役 (現職)	
再任		◆所有する当社の株式の数		
		0株		
◆社外取締役候補者とした理由等				
		ボレアリス社の監査役、パク・アラブ・リファイナリー・リミテッド社の副会長およびノヴァ・ケミカルズ社の取締役を務めており、石油業界に関する国際的な見地から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。		

- (注) 1. モハメド・アル・ハムリおよびモハメド・アル・メハイリの両氏は、アブダビ国営石油公社において業務を執行した経験があり、同社は当社の特定関係事業者であります。
 2. モハメド・アル・ハムリ氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 3. モハメド・アル・メハイリ氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 4. モハメド・アル・メハイリ氏は、当社の特定関係事業者（アブダビ国営石油公社）の業務執行者の三親等以内の親族であります。
 5. 当社は、モハメド・アル・ハムリおよびモハメド・アル・メハイリの両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、モハメド・アル・ハムリおよびモハメド・アル・メハイリの両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案

監査役5名選任の件

監査役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		◆略歴、地位および重要な兼職の状況	
		（重要な兼職の状況）	
1		昭和53年 4月 大協石油株式会社入社 平成17年 6月 当社カーボン事業部長 平成19年 6月 当社監査室長 平成20年 6月 当社執行役員秘書室長 平成22年 6月 当社常勤監査役（現職）	コスモ石油販売株式会社監査役 総合エネルギー株式会社監査役 コスモエネルギー開発株式会社監査役 コスマップダビエネルギー開発株式会社監査役 カタール石油開発株式会社監査役 アブダビ石油株式会社外監査役 エコ・パワー株式会社監査役 合同石油開発株式会社監査役
再任	すずきひでお 鈴木秀男 (昭和31年3月1日生)		◆所有する当社の株式の数 8,200株
候補者番号		◆略歴、地位および重要な兼職の状況	
		（重要な兼職の状況）	コスモエンジニアリング株式会社監査役
2		昭和50年 4月 丸善石油株式会社入社 平成17年 6月 当社坂出製油所長 平成18年 6月 当社執行役員坂出製油所長 平成19年 6月 当社執行役員技術部長 平成20年 6月 当社常務執行役員技術部長 平成21年 6月 当社常務取締役 平成22年 6月 当社取締役常務執行役員 平成25年 6月 当社取締役 専務執行役員 平成26年 6月 当社常勤監査役（現職）	◆所有する当社の株式の数 120,000株
再任	まつむらひでと 松村秀登 (昭和27年8月1日生)		

社外監査役候補者

候補者番号		◆略歴、地位および重要な兼職の状況		
3	再独立役員	 <p>あんどう ひろかず 安藤 弘一 (昭和26年10月10日生)</p>	<p>昭和53年 6月 株式会社三和銀行入行 平成 9年 10月 同行営業統括部長 平成10年 4月 同行ネットワーク開発部長 平成12年 2月 同行E C業務部長 平成13年 4月 同行執行役員人事部長 平成14年 1月 株式会社U F Jホールディングス（現：株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループ）執行役員経営企画部長 平成15年 6月 当社常勤監査役（現職）</p>	<p>（重要な兼職の状況） コスモ松山石油株式会社監査役 コスモ石油ルブリカンツ株式会社監査役</p>
◆社外監査役候補者とした理由等 株式会社U F Jホールディングス（現：株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループ）の執行役員経営企画部長を経験しており、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。				
候補者番号		◆略歴、地位および重要な兼職の状況		
4	再任	 <p>こんどう よしつぐ 近藤 良紹 (昭和18年6月18日生)</p>	<p>昭和44年 4月 弁護士登録 昭和55年11月 セントラル法律事務所設立 平成15年10月 佐野近藤法律事務所（現：佐野総合法律事務所）共同代表（現職） 平成18年 6月 当社監査役（現職）</p>	<p>◆所有する当社の株式の数 0株</p>
◆社外監査役候補者とした理由等 直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。				
候補者番号		◆略歴、地位および重要な兼職の状況		
5	再独立役員	 <p>かんの さかえ 神野 榮 (昭和22年6月18日生)</p>	<p>昭和46年 4月 関西電力株式会社入社 平成13年 6月 同社支配人 グループ経営推進室長 平成15年 6月 同社常務取締役 平成19年 6月 同社取締役副社長 平成23年 6月 同社常任監査役（現職） 平成25年 6月 当社監査役（現職）</p>	<p>◆所有する当社の株式の数 0株</p>
◆社外監査役候補者とした理由等 関西電力株式会社の取締役および監査役を歴任しており、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。				

(注) 1. 近藤良紹氏は、佐野総合法律事務所の共同代表をしており、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

- ① 安藤弘一氏は、本総会終結の時をもって12年となります。
- ② 近藤良紹氏は、本総会終結の時をもって9年となります。
- ③ 神野 榮氏は、本総会終結の時をもって2年となります。

(2) 社外監査役候補者の独立性について

① 安藤弘一氏は、過去に株式会社UFJホールディングス（現：株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）の執行役員経営企画部長を経験しております。同グループは当社の取引先の一つですが、同氏が同グループの執行役員を平成15年6月に退任されてからすでに11年が経過しており、また、同グループの株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入は当社連結総資産の7.1%未満であり、十分に独立性を有していると判断しております。

② 神野 榮氏が常任監査役を務める関西電力株式会社と当社との間には石油製品の売買等の取引がありますが、当会計年度における同社および当社それぞれの売上高の0.2%未満であり、十分に独立性を有していると判断しております。

(3) 当社は、近藤良紹および神野 榮の両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、近藤良紹および神野 榮の両氏が再任された場合は、同様の責任限定契約を継続する予定であります。

(4) 当社は、安藤弘一、近藤良紹、神野 榮の各氏を、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。安藤弘一および神野 榮の両氏が再任された場合は、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

(5) 当社は、高压ガス保安法に定める技術上の基準の遵守不履行などにより、平成23年6月に経済産業省から認定完成検査実施者および認定保安検査実施者の認定取消の行政処分を受けました。

安藤弘一および近藤良紹の両氏は、上記法令違反の事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。両氏は、日頃より安全・安定操業およびコンプライアンス徹底の重要性を説いてまいりましたが、当該行政処分を受け、他の監査役とも協同し、取締役会において再発防止の徹底を要請し、その取組状況を重点監査項目に掲げ、フォローしております。

(6) コスモエネルギーホールディングス株式会社が設立され、神野 榮氏が同社の社外取締役に就任する場合には、当社の社外監査役を辞任する予定です。

以上